



放射能試験報告書

NCAF - 3321
令和3年2月22日

株式会社サニクリーン 殿
東京都中央区日本橋二丁目11番2号-20階

株式会社 理研分析センター
放射能試験部
〒997-0013 山形県鶴岡市道形町18-17
TEL 0235-24-4427 FAX 0235-24-4429
試験報告書署名者 阿部 桂二

試験の結果を下記のとおり報告します。

1 試料の名称等

件名	放射能分析		
測定項目	ゲルマニウム半導体γ線スペクトロメトリーによる ¹³¹ I、 ¹³⁴ Cs及び ¹³⁷ Csの測定		
試料名称	ディスティオ(製品水)		
試料採取場所	茨城県常総市大沢 株式会社WAMS		
試料採取方法	-		
試料採取日	令和3年2月19日		
試料受付日	令和3年2月22日		
測定実施日	令和3年2月22日		
放射能試験の方法	(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省) 第2章 食品中の放射能の各種分析法 2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 (Cs-134,Cs137):食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月15日 厚生労働省 食安発0315第4号 別添)		
測定試料量	1966.46 g	測定時間	1000 秒
特記事項	容器名称:2Lマリネリ容器 測定者:阿部 桂二		

2 測定結果

上記試料について測定した結果は以下のとおりです。

核種	結果	検出下限	基準値
ヨウ素-131	検出下限以下	0.67 Bq/kg	-
セシウム-134	検出下限以下	0.66 Bq/kg	10 Bq/kg
セシウム-137	検出下限以下	0.78 Bq/kg	10 Bq/kg

- 注1) 測定機器:ゲルマニウム半導体検出器 ORTEC 社製 GEM 45-76
 注2) 測定結果は指定なき場合減衰補正を行わない結果です。
 注3) 測定結果は当社において測定した当該試料のみについて報告するものです。
 注4) 当社の書面による承認がない限り、試験報告書の一部だけを複製してはなりません。
 注5) 検出下限値は、クーパーの方法により、検出限界定数「3.0」で計算しています。
 注6) 基準値(Cs-134, Cs137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する法令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

以上



放射能試験報告書

NCAF - 3320
令和3年2月22日

株式会社サニクリーン 殿
東京都中央区日本橋二丁目11番2号-20階


株式会社 理研分析センター
放射能試験部
〒997-0013 山形県鶴岡市道形町18-17
TEL 0235-24-4427 FAX 0235-24-4429
試験報告書署名者 阿部 桂 

試験の結果を下記のとおり報告します。

1 試料の名称等

件名	放射能分析		
測定項目	ゲルマニウム半導体γ線スペクトロメトリーによる ¹³¹ I、 ¹³⁴ Cs及び ¹³⁷ Csの測定		
試料名称	ディスティオ(製品水)		
試料採取場所	群馬県太田市 株式会社 医療福祉研究所		
試料採取方法	-		
試料採取日	令和3年2月19日		
試料受付日	令和3年2月22日		
測定実施日	令和3年2月22日		
放射能試験の方法	(I-131):緊急時における食品の放射能測定マニュアル(平成14年3月 厚生労働省) 第2章 食品中の放射能の各種分析法 2 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法 (Cs-134,Cs137):食品中の放射性セシウム検査法(平成24年3月15日 厚生労働省 食安発0315第4号 別添)		
測定試料量	2007.67 g	測定時間	1000 秒
特記事項	容器名称:2Lマリネリ容器 測定者:阿部 桂二		

2 測定結果

上記試料について測定した結果は以下のとおりです。

核種	結果	検出下限	基準値
ヨウ素-131	検出下限以下	0.77 Bq/kg	-
セシウム-134	検出下限以下	0.83 Bq/kg	10 Bq/kg
セシウム-137	検出下限以下	0.79 Bq/kg	10 Bq/kg

注1) 測定機器:ゲルマニウム半導体検出器 ORTEC 社製 GEM 45-76

注2) 測定結果は指定なき場合減衰補正を行わない結果です。

注3) 測定結果は当社において測定した当該試料のみについて報告するものです。

注4) 当社の書面による承認がない限り、試験報告書の一部分だけを複製してはなりません。

注5) 検出下限値は、クーパーの方法により、検出限界定数「3.0」で計算しています。

注6) 基準値(Cs-134, Cs137):「乳及び乳製品の成分規格等に関する法令の一部を改正する省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表二の(一)の(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める放射性物質を定める件及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成24年3月15日 厚生労働省食安発0315第1号)

以上